



タイにおける事業再生制度の解説 -タイ国際航空の会社更生事件を契機に 執筆者:福岡 真之介、小原 英志

※本ニューズレターは、2020年5月28日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症により、入国制限等により人の移動が大きく制限され、旅客が大幅に減少しており、航空産業は大きな打撃を受けています。そのような中、タイ政府は、本年5月19日、タイ国際航空が会社更生手続により再建を目指すことを決定し、5月27日、タイ中央破産裁判所は会社更生手続の申立てを受理しました。本年8月17日に第1回の債権者集会が開催される予定です。

本ニューズレターでは、タイにおける事業再生に関する手続について解説します。

タイの倒産法制度は、破産と会社更生があり、いずれも1940年破産法¹(Bankruptcy Act 1940)〔破産法〕に定められ、破産裁判所(Bankruptcy Court)の監督下で実施されます。

会社更生手続(Business Reorganization)については、破産法のChapter 3/1に規定されており、支払能力のない債務者の事業維持と再生を目的としています。アメリカ連邦倒産法のChapter 11を参考に立法されているため、Chapter 11と類似している部分が多々見られます。例えば、担保権者は原則として担保権の行使ができない点や、会社更生計画作成者が債務者の経営者でもよいとされ、DIP(Debtor In Possession)型も可能です。もともと、会社更生計画の作成は会社更生計画作成者が担当し、遂行については会社更生計画管理者が選任される等の特徴があります。

なお、2016年改正により、中小企業については特則が設けられています。

2. 会社更生手続の開始

会社更生手続開始の申立権者は、主に、①債務者、②1,000万バーツ以上の確定した債権額を有する債権者、③監督官庁とさ

¹ 1940年に初めて施行され、その後、改正が重ねられています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

れています。

そして、会社更生手続開始の申立書には、以下を記載するものとされています。

- ① 債務者が支払不能であること
- ② 債務者が総額 1,000 万パーツ以上の債務を負う単独または複数の債権者の氏名と住所
- ③ 会社更生の合理的な根拠と見通し
- ④ 会社更生計画作成者(Plan Preparer)の氏名と資格
- ⑤ 会社更生計画作成者の書面による承諾

会社更生手続開始の申立てを受けた裁判所は、直ちに申立ての審理を行わなければならない、これに先立ち、裁判所は審理の予定日を新聞公告等の方法により公示しなければなりません。

審理では、裁判所が、申立要件を満たしており、会社更生を実行する合理的な理由があり、申立人が誠実に申立てをしたと判断した場合には、会社更生手続の申立てが受理されます。

3. 自動停止(Automatic Stay)

裁判所により会社更生手続開始の申立てが受理されると、自動停止(Automatic Stay)の効力が発生し、債権の回収や担保権の実行、訴訟の提起等が制限されます。

もともと、債権者等は、自動停止による権利制限が会社更生に必要ではない場合、または担保権者の権利を十分に保護できていないと証明できた場合、その自動停止について変更または解消を裁判所に請求することができます。また、担保権者は、裁判所が許可した場合か、会社更生手続が受理されてから 1 年経過後でなければ、担保権を実行することはできません。

4. 会社更生手続の流れ

裁判所が債務者の会社更生を命じた後の手続は以下のとおりとなります。

(1) 会社更生計画作成者の選任

会社更生計画作成者は、原則として、債権者が、債権者集会において、裁判所の承認を得て選任します(債務者による推薦も可能です)。会社更生計画作成者は、債務者の事業及び財産を管理する権限を有します。

(2) 暫定的経営者

会社更生計画作成者が選任されるまでの間、裁判所は 1 名または複数名の暫定的経営者(Interim Executive)を任命します。暫定的経営者は、会社更生計画作成者が選任されるまでの間、管財人²の監督のもと債務者の事業及び財産を管理します(なお、債務者の経営者も暫定的経営者となることができます)。

管財人は、暫定的経営者に対して会計・財務記録等の詳細の説明を命じることができます。

(3) 債権者による弁済請求

債権者は、会社更生手続のみにより債務の弁済を受けることができます。

債権届出書は、会社更生計画作成者の選任が公示された日から 1 か月以内に管財人へ提出します。債権者が上記の期日までに債権届出をしない場合、原則として、弁済を受ける権利を喪失します。

外貨建て債権については、開始決定日のタイパーツのレートに換算して届け出る必要があります。

債権者は以下のグループに分けられます。

- ① 債務総額の 15%以上の担保付債権を有する担保権者
- ② ①に分類されない担保権者

² 管財人は、政府機関であり、会社更生手続を管理する役割を担っています。

③ 無担保債権者

④ 劣後債権者

同じグループの債権者は同等の権利を有し、同じ扱いを受けるとされています。

(4) 会社更生計画

会社更生計画作成者は、選任の旨が官報に公示された日から 3 か月以内に管財人へ会社更生計画を提出し、債権者と債務者にその写しを送付します。ただし、この期日は 1 回につき 1 か月、最高で 2 回まで延長されることが認められています。

会社更生計画には以下の内容を記載することとされています(破産法 90/42 条)。

① 会社更生の理由

② 会社更生が命じられた時点における債務者の資産・負債その他債務

③ 会社更生の原則と方法

④ 担保の受戻しと保証人の責任

⑤ 会社更生計画実施中における一時的な流動性不足の対処策

⑥ 債権債務譲渡の場合の措置

⑦ 会社更生計画管理者(Plan Administrator)の氏名・資格・報酬・書面による承諾

⑧ 会社更生計画管理者の選任・解任

⑨ 最大 5 年間の計画実施期間(2 年の延長可)

⑩ 資産や契約上の権利を譲り受けるにあたり、得られる利益を超える債務が伴う場合に、資産や契約上の権利を拒否すること

管財人は債権者集会を開催し、会社更生計画を承認するかどうかを決定します。会社更生計画は以下のいずれかの場合に限り承認されます。

(i) 各債権者グループによる決議(債権者集会に自らまたは代理人により出席して投票した債権者の過半数且つ総債権額の 3 分の 2 以上を占める債権者による賛成)が得られた場合、または

(ii) 少なくとも 1 債権者グループによって上記の決議が得られ、且つ、会社更生計画に賛成投票した債権者の総債権額が債権者の総債権額の 50% 以上の場合

上記(ii)はクラムダウンと呼ばれている制度です。

(5) 裁判所による承認

債権者集会において会社更生計画が承認された場合、管財人は速やかに債権者集会での決定結果を裁判所へ報告します。

裁判所は、以下の要件が満たされていると判断された場合、会社更生計画を承認します。

① 上記 4.(4)の①から⑩が全て記載されていること

② 債務弁済案が、同じ債権者グループにおける債権者の間で不公平ではなく、また、債権者集会における会社更生計画の決議が上記 4.(4)の(ii)によって可決されていた場合、当該計画における債務弁済案が破産手続に基づく財産の分配の順位と同じであること

③ 会社更生計画が遂行された場合に債権者の弁済受領額が、裁判所が破産を宣告した場合と比べて下回らないこと(清算価値保証原則)

裁判所が会社更生計画を承認した場合、会社更生計画作成者のあらゆる権利は会社更生計画管理者に移行します。会社更生計画管理者は、前述のとおり、会社更生計画において指定されています。

会社更生計画管理者は、定期的に管財人へ計画の実施状況に関する報告書を提出しなければなりません。

債権者は、会社更生計画の履行をモニターするため、3～7名からなる債権者委員会を設置することができます。

なお、会社更生計画の承認は債務者とパートナーシップを組む者、債務者とともに連帯責任を負う者及び債務者の保証人に対しては拘束力を持ちません。

裁判所が会社更生計画を承認しない場合には、裁判所は債務者に対して破産宣告すべきかを検討するものとされています。

5. 会社更生手続の終了

会社更生計画で定める期限内に計画の遂行が完了した場合、債務者の経営者、会社更生計画管理者、暫定会社更生計画管理者または管財人が裁判所へ報告し、会社更生手続の終了を申し立てます。

他方で、会社更生計画で定める期限内に計画の遂行が完了しなかった場合、裁判所は証拠資料、管財人・債権者からの報告内容及び債務者による異議申立て内容に基づき破産宣告の是非を検討し、破産宣告が妥当と判断する場合は財産の確定的保全処分を命じ、債務者に破産宣告をすべきでないと信じるに足る合理的な根拠のある場合には会社更生手続を終了します。

会社更生手続が終了した場合、債務者の経営者は、事業及び財産の管理を再開することが認められます。また、会社更生手続中は債務者の株主については配当を受ける権利を除く株主としての権利が制限されること、会社更生手続の終了をもって当該権利が復活します。

会社更生手続の終了をもって、債務者は、既に債権者より届出されていた債務を除き、会社更生手続において弁済を受け得る債務から免除されます。

6. 結語

タイの倒産法制度は、Chapter 11 との類似点が多く見られる一方、相違点も存在し、倒産手続は裁判所の運用によって大きく左右されますので、条文だけでは判断することは困難です。今後、タイにおける倒産事件が増加するかについては動向を注視する必要がありますが、タイ企業の取引先等が破産・会社更生をした場合の対応については、タイの倒産法制度の専門家への相談が必要といえるでしょう。

以上



ふくおか しんのすけ
福岡 真之介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

s_fukuoka@jurists.co.jp

弁護士(1998年登録)、ニューヨーク州弁護士(2007年登録)。多数の事業再生案件に債務者側代理人または債権者側代理人として関与。日本航空株式会社の会社更生申立代理人、株式会社 MT.GOX の民事再生申立代理人等を務める。



おばら ひでし
小原 英志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 バンコク事務所代表

h_obara@jurists.co.jp

2013年7月バンコク事務所設立とともに、同事務所代表就任。2008-2009年三菱東京UFJ銀行米州法務室(ニューヨーク)、2011-2013年バンコクのテレキ・アンド・ギビズ法律事務所に出向。現在はバンコクを拠点として、タイ王国を中心とした東南アジア諸国における出資、合併、買収等のM&A案件、コーポレート案件等に広く携わる。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネススタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020